８保医健薬第３００２号
令和８年１０月２２日

各店舗販売業者　殿

東京都保健医療局長
髙﨑　秀之
（公印省略）

令和８年度店舗販売業者講習会の実施について

平素は、東京都の薬務行政に御協力をいただき、ありがとうございます。

例年、都内の店舗販売業者に対し、薬事法規や薬理学に基づく薬の正しい知識、最新の医薬品情報及び的確な情報伝達方法等を習得していただくことにより、医薬品販売制度の定着と適正な運用の確保を図り、もって副作用等の健康被害から都民を守ることを目的に、本講習会を実施しております。

本事業の趣旨を御理解いただき、一人でも多くの方に受講していただきますようお願いします。

本講習会は、東京都が公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会に委託して、実施します。講習会の受講方法については、当協会の通知文を御確認ください。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の３第１項、第147条の11の３第１項及び第149条の16第１項に定める研修実施機関による研修には該当しないことを、念のため申し添えます。